⑶　Nature and quantity of the services to be required : Original Gold Cup etc.
⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation.
⑸　Delivery place : Kokura Racecourse
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C or D.
⑺　Time limit of tender : By 2 : 00 p.m. 8 December 2010.
⑻　Contact point for the notice : General Affairs Section, Japan Racing Association, Kokura Racecourse, 4―5―1, Kitagata, Kokuraminami-ku, Kitakyusyu-shi, Fukuoka, Japan TEL 093―962―3236

入札公告の訂正

次のとおり訂正いたします。
平成 22 年 11 月 12 日
独立行政法人日本原子力研究開発機構
契約部長　武藤　元久
◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08
1　掲載日
平成22年９月28日（号外政府調達第182号）
2　変更内容
８ページ１段目、入札公告第22―1424―１号中、３⑶入札書の受領期限「平成22年11月18日午後３時」を「平成22年12月２日午後３時」に、３⑷開札の日時「平成22年12月２日午後２時」を「平成22年12月８日午後３時」に、５⑺Time limit for tender「3 : 00 PM, 18 November 2010」を「3 : 00 PM, 2 December 2010」にそれぞれ訂正いたします。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 22 年 11 月 12 日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　青山　俊行
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　津軽ダム木戸ヶ沢貯水池保全施設工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　（左岸）青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬地内（右岸）青森県中津軽郡西目屋村大字居森平地内
⑷　工事内容　重力式コンクリートダム　堤高　Ｈ＝43.2m、堤頂長　Ｌ＝98.0m、基礎掘削　20,400㎥、コンクリート打設　34,000㎥、基礎処理工　2,600m、法面保護工　１式、雑工事　１式、仮設備工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成27年３月10日まで
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　40ｔ、セメント　100ｔ
⑺　工事実施形態
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)によることとする。
なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）
②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ｉ型）の適用工事である。
③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成７年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した一般土木工事で、下記①及び②の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照）。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記①及び②の要件を満たす施工実績を有すること。経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、全ての構成員が下記①及び②の要件を満たす施工実績を有すること。
①　単体若しくは共同企業体（代表者、構成員）として、堤高30m以上の重力式コンクリートダム本体工事の施工実績（砂防ダム・治山ダム本体工事を除く。）。
②　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成７年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事で、下記㋐及び㋑の要件を満たす施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、構成員のうち何れか１社の主任技術者又は監理技術者が下記㋐及び㋑の要件を満たす施工経験を有する者であること。
なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。
㋐　単体若しくは共同企業体（代表者、構成員）として、堤高30m以上の重力式コンクリートダム本体工事の施工経験（砂防ダム・治山ダム本体工事を除く。）。
㋑　当該施工経験が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　ダム工事総括管理技術者の資格を有する者であること。